

平成29年1月20日

## 金銭信託の2商品の取扱いを開始！！ ～お客さまのさまざまなニーズにお応えいたします！～

京都中央信用金庫（理事長 白波瀬 誠）では、取扱商品のラインナップを充実させ、お客さまのさまざまなニーズにお応えするため、下記の通り、金銭信託の2商品の取扱いを開始いたしますので、お知らせします。

### 記

1. 取扱開始日 平成29年1月23日（月）
2. 取扱開始商品（信用金庫の中央金融機関である信金中央金庫とご契約いただきます。）

商品名	商品の特徴
しんきん暦年信託「こころのリボン」	お子さまへ、お孫さまへ、ご家族へ、生前贈与をサポートします。
しんきん相続信託「こころのバトン」	ご自分の将来やご家族の未来のために、必要となる資金をあらかじめ準備できます。

※契約手続きは以下の12店舗でおこなっていただきます。

本店営業部・山科支店・北烏丸支店・西院支店・長岡支店・木津支店・  
大久保支店・宇治支店・草津支店・枚方支店・高槻駅前支店・奈良支店

### 3. 商品の主な特徴

#### (1) しんきん暦年信託「こころのリボン」

毎年110万円まで非課税で生前贈与できる税制を利用した商品で、毎年の贈与のタイミングもご案内します。

#### ① 簡単な手続き

資金の振り込みなど、贈与の都度、必要になる手続きのサポートが受けられます。  
定期的に書類が送られてくるので、贈与の機会を忘れることもありません。

#### ② 誰に、いくら贈るか指定可能

贈与する方は、あらかじめ贈与を受ける方の候補を指定できます。  
その中から、誰に、いくら贈与するか、毎年1回指定することができます。

#### ③ 元本保証で安心、預金保険の対象

信金中央金庫が信託財産を安全に管理・運用し、元本を保証します。

(2) しんきん相続信託「こころのバトン」

相続が発生したら指定された方が一時金や定期的に資金を受け取ることができる商品で、生前ご自分が定期的に資金を受け取ることもできます。

① 簡単な手続きで、迅速に資金をお受取り

**ご家族用一時金** お客さまに相続が発生したとき、あらかじめ指定されたお受取人が、まとまった資金を迅速に受け取ることができます。

② 定期的なお受取りも可能

**ご家族用定時定額金** お客さまに相続が発生した後、ご家族が一定の金額を定期的に受け取ることができます。

**ご自分用定時定額金** お客さまが一定の金額を定期的に受け取ることができます。

③ 元本保証で安心、預金保険の対象

信金中央金庫が信託財産を安全に管理・運用し、元本を保証します。

以上

☆本件に関するお問い合わせは、下記TELまたはFAXまでお願い申し上げます。  
○TEL 0120-201-959 または、075-694-2729  
【平日（当金庫休業日を除く）9:00~17:00】  
○FAX 0120-201-580  
※フリーダイヤル（電話）は当金庫営業地区（京都府および滋賀県、大阪府、奈良県）のみ可能です。